

日医発第121号(介護)  
令和8年4月9日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江澤 和彦  
(公印省略)

指定訪問看護事業者に対する指導監督について (情報提供)

平素より本会会務運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、指定訪問看護事業については、医療保険制度と介護保険制度の双方の指定を受けている事業者が多いことから、これまでも両制度において適宜情報共有等の連携を図ることが求められていたところです。

今般、そうした連携強化の一環として、添付資料のとおり、地方厚生（支）局が実施する医療保険に係る指定訪問看護事業者等に対する指導等の結果を都道府県国民健康保険担当部局又は後期高齢者医療担当部局を通じて、都道府県介護保険担当部局に随時情報提供されることとなり、情報提供を受けた場合には、その内容を十分に確認の上、必要に応じて介護保険に係る指定訪問看護についての運営指導等を実施する等の適切な対応を依頼する旨、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室より都道府県等の介護保険担当部局あてに事務連絡が発出されましたので、情報提供いたします。

また、介護保険に係る指定訪問看護事業者に対する運営指導等において、医療保険にかかる指導等の実施に資する情報を把握した際には、都道府県介護保険担当部局から都道府県国民健康保険担当部局又は後期高齢者医療担当部局を通じて、各地方厚生（支）局に情報提供を行うなど、相互に連携を図って事業者指導等を行うことについても示されております。

つきましては貴会におかれましてもご了知のほどお願い申し上げます。

(添付資料)

○指定訪問看護事業者に対する指導監督について

(令8.4.1 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室 事務連絡)

事務連絡  
令和8年4月1日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当部局 御中  
中核市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

### 指定訪問看護事業者に対する指導監督について

介護保険制度の適正な事業運営につきましては、日頃より格段のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

指定訪問看護事業については、医療保険制度と介護保険制度の双方の指定を受けている事業者が多いことから、これまでも両制度において適宜情報共有等の連携を図ることが求められていたところです。

今般、そうした連携強化の一環として、別添のとおり、地方厚生（支）局が実施する医療保険に係る指定訪問看護事業者等に対する指導等の結果を都道府県国民健康保険担当部局又は後期高齢者医療担当部局を通じて、都道府県介護保険担当部局に随時情報提供されることとなりました。

なお、都道府県におかれては、入手した情報が指定都市・中核市に指定権限がある事業者の情報である場合は、当該自治体へ提供いただくようお願いいたします。

については、情報提供を受けた場合には、その内容を十分に確認の上、必要に応じて介護保険に係る指定訪問看護についての運営指導等を実施する等の適切な対応をお願いいたします。

また、指定訪問看護事業者に対する運営指導等において、医療保険にかかる指導等の実施に資する情報を把握した際には、都道府県介護保険担当部局から都道府県国民健康保険担当部局又は後期高齢者医療担当部局を通じて、各地方厚生（支）局に情報提供を行うなど、相互に連携を図って事業者指導等を行うようにお願いいたします。（指定都市・中核市におかれては、都道府県介護保険担当部局を通じ情報提供願います。）

本事務連絡について保険局医療課医療指導監査室とも協議済みであることを申し添えます。

事務連絡  
令和8年4月1日

地方厚生（支）局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課  
医療指導監査室長

### 指定訪問看護事業者等の指導及び監査に係る情報連携について

指定訪問看護事業者等に対する指導及び監査については、「指定訪問看護事業者等の指導及び監査について」（平成20年9月30日付け保発0930009号、令和7年4月3日付け保発0403第1号一部改正。）における選定基準に基づいた指導対象を選定し、個別指導や集団指導を実施いただき、また、都道府県関係各課を通じて都道府県介護保険担当部署との間で、相互に情報提供を行うなどの連携を図り、適正な実施に努める旨通知をしたところです。

つきましては、指導後の事務の円滑な実施を図るため、都道府県個別指導もしくは共同指導の結果を被指導指定訪問看護事業者等へ通知したとき、もしくは監査後の措置を被監査指定訪問看護事業者等へ通知したときは、当該通知（通知に添付される指摘事項・返還項目等を含む。）の写しを、都道府県国民健康保険担当部局又は後期高齢者医療担当部局を通じて都道府県介護保険担当部局へ随時提供いただきますようお願いします。

なお、情報提供の際には、特定の指定訪問看護事業者等について都道府県個別指導もしくは共同指導、又は監査を実施したことを含め、公にしていないものであることから、当該情報の取扱いには留意いただくようあわせて連携いただきますようお願いします。

本事務連絡について老健局総務課介護保険指導室とも協議済みであることを申し添えます。